

# 三重県河川整備計画流域委員会の傍聴にあたって

三重県河川整備計画流域委員会

## 1. 傍聴をする場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開始時刻10分前までに会場で受付をし、流域委員会の委員長の許可を得た上で、係員（事務局）の指示に従い会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。また、受付の際には、傍聴者名簿に氏名等を記帳してください。
- (3) 会議は原則公開ですが、委員長の判断により非公開となる場合があります。

## 2. 傍聴定員について

- (1) 傍聴者の定員は原則10人とします。ただし、会場の容量によって、定員を増減する場合があります。
- (2) 傍聴者には、会議資料を配付します。ただし、会議資料のうち内容が詳細となっている資料については供覧とする場合があります。

## 3. 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、委員長及び係員（事務局）の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が4の事項に違反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。

## 4. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、傍聴席に着席すること。
- (2) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗もしくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的な行為をしないこと。
- (4) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。また、酒気を帯びた方の入場は認めません。
- (5) 会場において、委員長の許可無く会議の様態を撮影し、録音等を行わないこと。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてマスクを着用するとともに、入り口で消毒・検温を行うこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないこと。